明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトレル・アダム・ラファエル及び末川美樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十七日

英国、ロンドン、ザ・ヴェイル一八ビー

東京都中野区中央三丁目二〇番一三号リュエルサーラ三〇六

THIRD WINDOW FILMS LIMITED

日本における代表者　末川　美樹

限定承認公告

本籍長野県諏訪市諏訪一丁目九三六番地五、最後の住所長野県諏訪市湖岸通り一丁目一七番六号

被相続人　亡　中田　義信

右被相続人は平成三十年一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月十七日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

長野県諏訪市諏訪一丁目一四番四号

相続財産管理人　中田　高広

任意清算公告

当社は、平成三十年四月七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十七日

北海道小樽市色内二丁目一八番一〇号

宮崎合名会社

代表社員　宮崎　壽美

信託業務を営む金融機関の吸収分割の公告

当社は、みずほ信託銀行株式会社（住所　東京都中央区八重洲一丁目二番一号）に対して、吸収分割により信託サービス事業（他社からの再信託に係るもの及び確定拠出年金に係るものを除く。）に関する権利義務を承継させることといたしました。効力発生日は平成三十年七月一日です。また、当社が引受けを行った信託関係については、その権利義務をみずほ信託銀行株式会社に承継させる方法により処理することとします。

平成三十年四月二十七日

東京都中央区晴海一丁目八番十二号

資産管理サービス信託銀行株式会社

代表取締役社長　森脇　朗

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成三十年四月二十七日

東京都目黒区下目黒五丁目一五番三号

株式会社ライトハウス・パートナーズ

代表取締役社長　田中　桂一

仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって、仮想通貨交換業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行は完了しており、また、利用者への返還又は移転が必要な利用者の財産はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告します。

平成三十年四月二十七日

東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号

株式会社ＣＡＭＰＦＩＲＥ

代表取締役　家入　一真

仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって、仮想通貨交換業のうち、仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行及び仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法につきましては、以下のとおりといたします。

一　当社が管理する利用者の仮想通貨については、利用者からの申出に基づき、返還対象である仮想通貨の保管が可能なウォレットに送付する方法により返還いたします。

二　当社が管理する利用者の日本円については、利用者からの申出に基づき、利用者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

三　前記一又は二の方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める方法により、返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

平成三十年四月二十七日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番三一号清原名古屋ビル八階

ビットステーション株式会社

代表取締役　戸田　俊司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億三千三百八十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04553-10eyw/

平成三十年四月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ＪｅｔｓｏｎｓⅡ特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億八千七百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成三十年四月二十四日付官報の号外第九十一号四十七頁に掲載されております。

平成三十年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ハーベスト特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第八十六号）

平成三十年四月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数二百一億三千九百八万三千七十一口のうち、四十七億口（但し、発行済Ａ号優先出資十一億五千百十九万五百四十九口、発行済Ｂ号優先出資十億二百二十万三千三百十六口、発行済Ｃ号優先出資二十五億四千六百六十万六千百三十五口）を消却して百五十四億三千九百八万三千七十一口とすることにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年五月二十九日までに当社にご提出ください。

平成三十年四月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

取消公告

平成三十年四月十六日（号外第八十五号）掲載の第五十四期決算公告（枠組）は取消します。

平成三十年四月二十七日

岡山県岡山市北区幸町二番八号

株式会社キャン

代表取締役　立花　隆央

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一四		終りから八～七	死亡年月日平成29年6月14日	死亡年月日平成25年6月14日

平成二十九年十二月四日掲載の横浜家庭裁判所川崎支部に係る平成二十九年（家）第七一五三号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

◉号外　四月二十七日付第九四号一　二八ページ●同日付政府調達第七九号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）